フロン回収破壊法

フロン類の破壊に関する運用の手引き

（第６版）

平成１８年３月２４日

経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室

目次

はじめに

エアコンの冷媒等として使用されているフロン類のうちＣＦＣ、ＨＣＦＣは、大気中に排出されるとオゾン層を破壊する効果があるため、オゾン層保護法により段階的に生産を廃止しており、代替フロンへの転換等が進みつつあります。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産され、エアコン等の中に冷媒として充てんされているフロン類が排出しないように、これを回収・破壊することも大切であり、また、ＨＦＣは、オゾン層を破壊する効果はありませんが、温室効果ガスであるので、地球温暖化防止の観点からは、これも回収・破壊することが求められます。

これまで、地方公共団体、（社）日本冷凍空調工業会、（社）日本冷凍空調設備工業連合会、（社）日本自動車工業会等が自主的に回収制度を運用していますが、回収・破壊を徹底するためには、ユーザーの協力や参加事業者の拡大が必要です。

このため、平成 13 年 6 月に、特定製品が廃棄される際にフロン類を回収すること等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定・公布されました。

なお、フロン類の破壊に関連する政省令は、平成 13 年 12 月に公布されました。

本運用の手引きは、「フロン回収破壊法」の円滑な施行に当たり、法律、政省令等の考え方を、特にフロン類の破壊を行う事業者向けに、フロン類の破壊に関する事柄を中心に解説したものです。

Ⅰ．フロン回収破壊法の概要【図１参照】

１．目的

フロン類の大気中への排出を抑制するため、「特定製品」からのフロン類の回収・破壊の促進等に関するシステム及び国、地方公共団体、事業者等の責務を定めたものです。

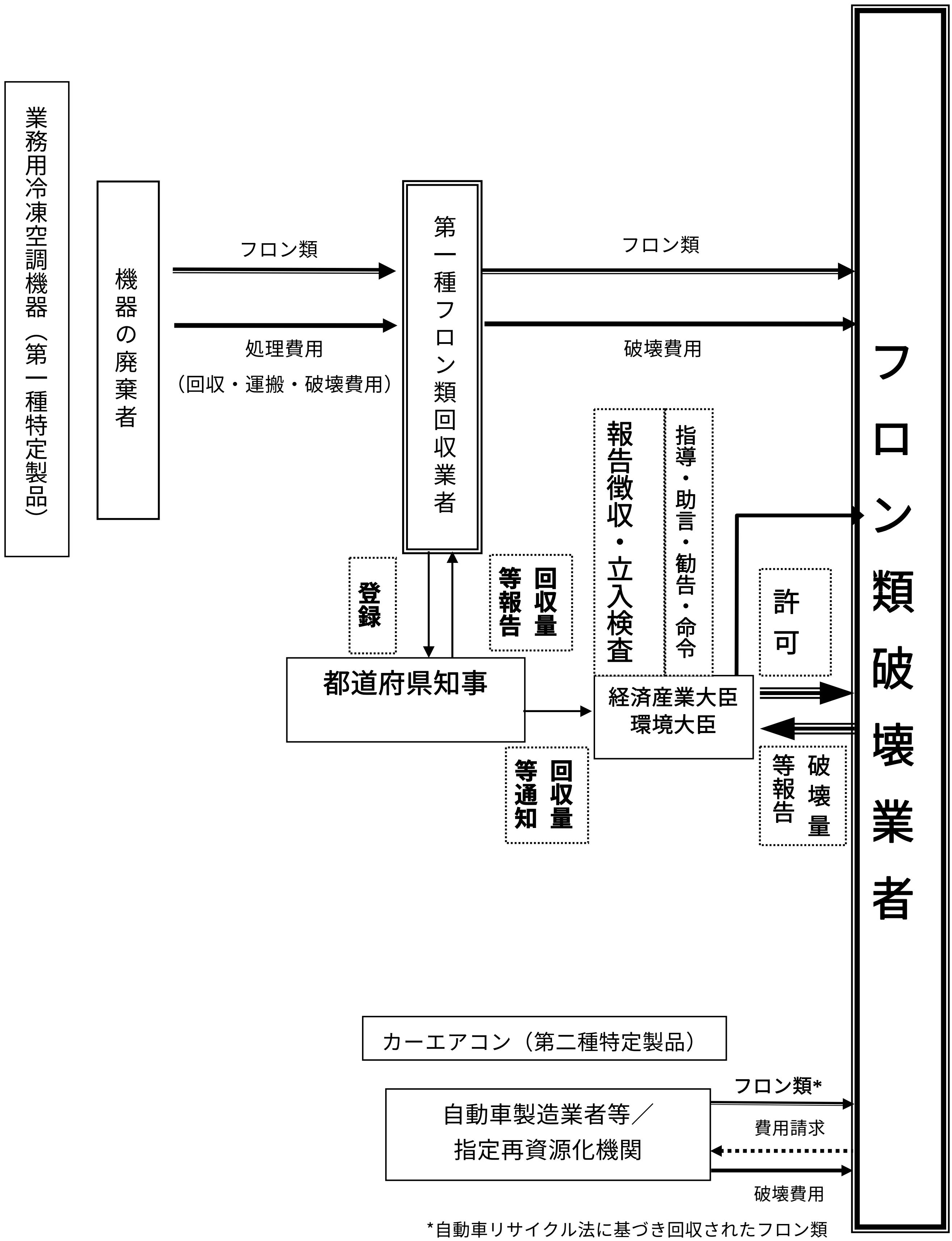


図１．フロン回収破壊法の概略

２．定義

①フロン類

法第二条第一項：この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）とハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）です。

以下、「フロン類の種類」は、①ＣＦＣ、②ＨＣＦＣ、③ＨＦＣの３区分に分類します。

主なものは以下のとおりです。

ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
・Ｒ１２	・Ｒ２２	・Ｒ１３４ａ
・Ｒ５０２		・Ｒ４０４Ａ
		・Ｒ４０７Ｃ
		・Ｒ４１０Ａ

②第一種特定製品及び第二種特定製品

法第二条第二項：この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

１　エアコンディショナー

２　冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

第三項：この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

「第一種特定製品」とは、業務用冷凍空調機器、即ちフロン類が充てんされている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器（フロン類が充てんされた自動販売機を含みます。）です。

「第二種特定製品」とは、カーエアコンすなわち自動車に搭載されているエアコンディショナーです。

なお、家庭用冷蔵庫及び家庭用エアコンは本法においては対象となっていませんが、これは平成１３年４月から完全施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」で、別途フロン回収の仕組みが整備されているためです。

３．フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはなりません。違反者には１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金が科せられます。

４．フロン類の破壊に係る制度の概要

特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を破壊する業者は、フロン類破壊業者として、主務大臣の許可を受けなければなりません。

第一種フロン類回収業者又は自動車製造業者等は、引渡義務に基づいてフロン類をフロン類破壊業者に引き渡し、破壊に要する適正な料金を支払わなければなりません。逆に、フロン類破壊業者は正当な理由がない限り、そのフロン類を引き取らなければなりません。

また、フロン類破壊業者は、省令で定める破壊に関する基準に従ってフロン類を破壊し、年度毎に破壊量等を主務大臣に報告しなければなりません。

５．フロン回収破壊法の施行期日

「フロン回収破壊法」は平成１４年４月１日に施行されました。

ただし、第一種フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可については、平成１３年１２月２１日から開始されました。

なお、第二種特定製品については、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録については、平成１４年４月１日から、フロン類の回収に係る義務等については、平成１４年１０月１日に施行されました。

Ⅱ．フロン類の破壊

（フロン類破壊業者の許可）

法第二十五条　特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

三　破壊しようとするフロン類の種類

四　フロン類の破壊の用に供する施設（以下「フロン類破壊施設」という。）の種類、数、構造及びその破壊の能力

五　フロン類破壊施設の使用及び管理の方法

（フロン類破壊業者の許可の申請）

省令第十三条　法第二十五条第二項（法第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりフロン類破壊業者の許可の申請をしようとする者は様式第五による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

一　申請者が外国人である場合においては、外国人登録証明書の写し

二　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

三　フロン類破壊施設の構造を示す図面

四　フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類

五　申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

六　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十六条第二号各号に該当しないことを説明する書類

２　環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十七条の七第三項の規定により、同法第三十条の五第一項に規定する本人確認の情報を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人（外国人を除く。）である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

１．フロン類破壊業者の許可

(1)フロン類破壊業者の許可を必要とする者

第一種特定製品及び第二種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣。以下同じ。）の許可を受けなければなりません。

なお、許可を受けないで特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行った者には、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金が科せられます。（法第５５条第４号）

なお、冷媒用途以外に使用されているフロン類や冷媒用途でも特定製品以外に充てんされているフロン類（例えば、家庭用冷蔵庫や家庭用エアコンに充てんされているフロン類）を破壊する場合は、本許可の対象外です。

(2)申請手続き

ア．許可申請の際の申請書【P.53 III．１．参照】を本手引きに従って必要な書類【次頁参照】を全て揃えて、経済産業大臣及び環境大臣あてに２通を作成し、経済産業省か環境省のどちらかに２通提出して下さい。

提出は、郵送でも差し支えありません。なお、審査の過程で、後日説明においで頂くこともありますことを御承知おき下さい。

環境省　地球環境局　環境保全対策課フロン等対策推進室
〒１００－８９７５　東京都千代田区霞が関一丁目２番２号
電話　０３－３５８１－３３５１（代表）

経済産業省　製造産業局　化学物質管理課オゾン層保護等推進室
〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
電話　０３－３５０１－１５１１（代表）

イ．申請は事業所ごとに必要なので、複数の事業所でフロン類の破壊を行う事業者は、事業所ごとに別個に申請して下さい。

ウ．平成１８年４月１日以降に受ける新規許可について、登録免許税が課税（９万円／件）されます。申請書を提出する際に、納付に係る領収書を添付して下さい。

なお、納付方法については、申請前に麹町税務署に現金で納付するか、日本銀行代理店で納付を行って下さい。

その他の手数料は不要です。

フロン類破壊業者許可申請に必要な書類一覧

	必要書類	説明の頁	記載例等の頁
申請書	表紙（様式第５）	P. 8	P.8
	別紙１　フロン類破壊施設の構造	P. 9	P.12
	別紙２　フロン類破壊施設の破壊の能力	P.13	P.14
	別紙３　フロン類破壊施設の使用及び管理の方法 別表１　保守点検の項目・方法 別表２　異常事態の対応方法	P.15	P.20 P.21 P.22
	－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－ フロン類破壊施設の破壊の能力を申請書表紙に記載する場合は以下の構成になります。 表紙（様式第５） 別紙１　フロン類破壊施設の構造 別紙２　フロン類破壊施設の使用及び管理の方法 別表１　保守点検の項目・方法 別表２　異常事態の対応方法		
添付書類	フロン類破壊施設の構造を示す図面 プロセス（システム）フロー図 組立図、配置図、青写真等 装置説明図	P.25	 P.26 P.27,28
	フロン類破壊施設の能力を説明する書類 破壊の能力に係る測定データ一覧（別表３） 破壊データ（測定結果報告、計量証明書等）	P.29	 P.30
	フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類 （取扱説明書、操作マニュアル等）	P.31	 P.31
	本人を確認できる書類（登記簿又は住民票等）	P23	
	申請者が法に定める欠格要件に 該当しないことを説明する書面	P.23	 P.59
	環境大臣の判断のために環境省 として提出していただきたい書類 （環境省にのみ提出）	P.32	

提出の際はこの順番に束ねてください。

(3) フロン類破壊業者 許可申請書の記載要領

フロン類破壊業者許可申請書

平成○○年○月○日

経済産業大臣　○○　●●　殿

環境大臣　□□　■■　殿

（郵便番号）123-4567

住　　所　★★県霞が関市日本八丁目９番１０号

名　　称　フロン回収破壊株式会社

代表者の氏名　代表取締役　破壊　太郎　印

電話番号　123(456)7890

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第２５条第２項の規定により、フロン類破壊業者の許可を申請します。

事業所の名称及び所在地		
	名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事業所
	所在地	（郵便番号）987-6543 ☆☆県虎ノ門市永田町五丁目６番７号 電話番号　098(765)4321
破壊しようとするフロン類の種類		CFC、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ　←（注１）
フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力		
	種類	廃棄物混焼法方式
	数	１基
	構造	別紙１のとおり
	破壊の能力	別紙２のとおり
フロン類破壊施設の使用及び管理の方法		別紙３のとおり

住所は住民票、登記簿謄本等の表記に基づき記入。

フロン類破壊業を行う者の名称及び代表者の氏名（法人の場合）又は氏名（個人の場合）を記入。

事業所ごとに別の申請が必要。事業所の名称は申請書及び添付書類内で統一すること。

・廃棄物混焼法方式
・ｾﾒﾝﾄ・石灰焼成炉混入法方式
・液中燃焼法方式
・プラズマ法方式(高周波)
・プラズマ法方式(マイクロ波)
・プラズマ法方式(アーク)
・触媒法方式
・過熱蒸気反応法方式
・その他の方式（○○法）
のうち該当するものを記入。なお。その他の方式の場合は括弧内に具体名を付記。（注３）

事業所における施設の数を記入。（例:２台、４式等）（注３）

P.9 「フロン類破壊施設の構造についての記載の仕方」に従って記入。（注３）

P.13 「フロン類破壊施設の破壊の能力についての記載の仕方」に従って記入。（注３）

P.15 「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法についての記載の仕方」に従って記入。（注３）

注１：「破壊しようとするフロン類の種類」については、ＣＦＣ、ＨＦＣ、ＨＣＦＣの区分で記入して下さい。冷媒番号で破壊対象を限定したい場合は、括弧書きで付記して下さい。
（例：ＨＣＦＣ（Ｒ２２））

注２：この申請書及び添付書類内において、他に「別紙」という表現は用いないで下さい。

注３：同一事業所内で異なる方式の施設が併設されているときは、各方式ごとに並べて記入して下さい。別紙の場合は以下のように同一形式で通し番号にして下さい。

フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力			
	種類	○○法方式	△△法方式
	数	１式	１式
	構造	別紙１のとおり	別紙４のとおり
	破壊の能力	別紙２のとおり	別紙５のとおり
フロン類破壊施設の		別紙３のとおり	別紙６のとおり

(3)－１　フロン類破壊施設の構造についての記載の仕方

申請書該当欄に「別紙１のとおり」と記入して別紙を添付し、以下の該当する方式ごとの各事項のうち存在するものはすべて記載して下さい。【P.12 **参照】**

なお、ここに仕様、数などを記載する必要はありません。構成については括弧書きの注意があるものについてのみ貴社の施設の状況に応じて記載してください。

ここで記載した名称は申請書内で統一してください（同じものに異なる名称をつけないでください）。

・廃棄物混焼法方式施設

（ロータリーキルン方式施設、都市ごみ直接溶融炉方式施設、固定床二段階燃焼炉方式施設、流動床式製鉄ダスト焙焼炉方式施設、都市ごみストーカー炉方式施設等）

ａ　燃焼装置（ロータリーキルン、溶融炉等の具体名を書くこと）
ｂ　フロン類供給装置
ｃ　助燃剤供給装置
ｄ　空気供給装置
ｅ　使用及び管理に必要な計測装置（温度センサ等の具体名を書くこと）
ｆ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置（集じん機、バグフィルタ、触媒反応塔等の具体名を書くこと）

・セメント・石灰焼成炉混入法方式施設

（セメントキルン方式施設、石灰焼成炉方式施設）

ａ　燃焼装置（ロータリーキルン、焼成炉等の具体名を書くこと）
ｂ　フロン類供給装置
ｃ　助燃剤供給装置
ｄ　使用及び管理に必要な計測装置（温度センサ等の具体名を書くこと）
ｅ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置（電気集じん機、バグフィルタ等の具体名を書くこと）

・液中燃焼法方式施設
（炉内分解型液中燃焼法方式施設、バーナー部分解型液中燃焼法方式施設）

ａ　燃焼装置（焼却炉等の具体名を書くこと）
ｂ　フロン類供給装置
ｃ　助燃剤供給装置
ｄ　水蒸気供給装置
ｅ　空気供給装置
ｆ　使用及び管理に必要な計測装置（温度センサ等の具体名を書くこと）
ｇ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置（吸収塔、除害塔、中和槽、沈殿槽等の具体名を書くこと）

・プラズマ法方式施設
（高周波プラズマ法方式施設）

ａ　プラズマ反応装置
ｂ　フロン類供給装置
ｃ　水蒸気供給装置
ｄ　空気供給装置（必要がある場合に限る）
ｅ　オイルフィルター（必要がある場合に限る）
ｆ　使用及び管理に必要な計測装置（温度センサ、流量計等の具体名を書くこと）
ｇ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置（吸収塔、洗浄塔、中和槽、吸着槽、沈降槽等の具体名を書くこと）

・プラズマ法方式施設
（マイクロ波プラズマ法方式施設）

ａ　プラズマ反応装置
ｂ　フロン類供給装置
ｃ　水蒸気供給装置
ｄ　空気供給装置
ｅ　オイルフィルター（必要がある場合に限る）
ｆ　使用及び管理に必要な計測装置（温度センサ、流量計等の具体名を書くこと）
ｇ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置（中和槽、沈降槽等の具体名を書くこと）

・プラズマ法方式施設

（アークプラズマ法方式施設）

ａ　プラズマ反応装置
ｂ　フロン類供給装置
ｃ　水蒸気供給装置
ｄ　空気供給装置
ｅ　オイルフィルター（必要がある場合に限る）
ｆ　使用及び管理に必要な計測装置（温度センサ、流量計等の具体名を書くこと）
ｇ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置（ミストトラップ、沈殿槽等の具体名を書くこと）

・触媒法方式施設

（ＴｉＯ$_2$系触媒法方式施設）

ａ　触媒反応装置
ｂ　フロン類供給装置
ｃ　水蒸気供給装置
ｄ　空気供給装置
ｅ　オイルフィルター（必要がある場合に限る）
ｆ　使用及び管理に必要な計測装置（温度センサ、流量計等の具体名を書くこと）
ｇ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置（除去塔、中和槽、沈降槽等の具体名を書くこと）

・過熱蒸気反応法方式施設

ａ　反応装置（反応器等の具体名を書くこと）
ｂ　フロン類供給装置
ｃ　水蒸気供給装置
ｄ　空気供給装置
ｅ　オイルフィルター（必要がある場合に限る）
ｆ　使用及び管理に必要な計測装置（温度センサ、流量計等の具体名を書くこと）
ｇ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置（洗浄塔、中和槽、凝集槽等の具体名を書くこと）

・その他の方式の施設

フロン類を適切に破壊するのに必要な設備・装置について他の方式を参考にして事案毎に列記

フロン類破壊施設の構造　記載例（例：廃棄物混焼法方式）

別紙１

フロン類破壊施設の構造

ａ　燃焼装置（ロータリーキルン、二次燃焼室）

ｂ　フロン類供給装置

ｃ　助燃剤供給装置

ｄ　空気供給装置

ｅ　使用及び管理に必要な計測装置
温度計
フロン類圧力計
○○○○○

ｆ　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
電気集じん機
△△△△△
□□□□□
×××××

(3)－２　フロン類破壊施設の破壊の能力についての記載の仕方

　破壊しようとするフロン類の種類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）ごとに分解効率（%）及び排ガス中のフロン類の含有率（ppm）を以下に留意しながら記入して下さい。申請書のスペースが足りない場合は「別紙２のとおり」と記入して、別紙を添付して記載下さい。【P.14 参照】

$$１．\text{フロン類の分解効率(\%)} = \left\{ 1 - \left(\frac{\text{フロン類の排出量}}{\text{フロン類の投入量}} \right) \right\} \times 100$$

　投入量、排出量は、フロン類の入口、出口（サンプリングが可能な燃焼装置等に最も近い出口。他になければこれも２．の「排出口」となります。）における量のことをいいます。

２．排ガス中のフロン類の含有率（ppm）とは、排出口（当該施設から、排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部）から排出されるガス中におけるフロン類の含有率をいいます。

３．破壊しようとするフロン類の種類に応じ、原則としてＣＦＣについてはＲ１２（純粋である必要はありません。以下同様。）、ＨＣＦＣについてはＲ２２、ＨＦＣについては同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの（現在稼働中の施設の現況ではＲ１３４ａです。）を破壊したときのデータを記載して下さい。
　ただし、同じ種類のフロン類であっても、冷媒番号毎に大幅に運転条件が異なるような場合は、別途データの記載を求める場合もあります。（現在稼働中の施設の現況では、このような場合はありません。）

４．廃棄物混焼法、セメント・石灰焼成炉混入法の場合は、破壊しようとするフロン類の種類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）にかかわらず、Ｒ１２を破壊したときのデータのみ記載すれば結構です。また、ＨＣＦＣとＨＦＣのみ破壊する場合は、原則として同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの（Ｒ１３４ａ）を破壊したときのデータのみ記載すれば結構です

フロン類破壊施設の破壊の能力　記載例

申請書表紙に記入する場合

（破壊しようとするフロン類が１種類の場合や、混焼法の場合など）

	構造	
	破壊の能力	分解効率　99.99%以上、排ガス中のフロン類の含有率　0.1ppm 以下

別紙を作成して記載する場合

	構造	
	破壊の能力	別紙２のとおり

別紙２

フロン類破壊施設の破壊の能力

	分解効率	排ガス中のフロン類の含有率
CFC-12	99.99%	0.1ppm
HCFC-22	99.99%	0.1ppm
HFC-134a	99.99%	0.1ppm

(3)－３　フロン類破壊施設の使用及び管理の方法についての記載の仕方

申請書該当欄に「別紙２のとおり」と記入して別紙を添付し、以下の７つの事項についてすべて記載して下さい。（「破壊の能力」に関して「別紙２」を作成した場合には「別紙３」として下さい）【P.20 参照】

１．運転方法、フロン類等の供給方法

具体的には方式毎に、次頁以降を参照して記載して下さい。
また、フロン類の供給方法には、必要に応じ、フロン類の種類を確認の上、指定温度に到達後、フロン類を供給する旨を記載して下さい。
なお、冷媒番号レベルで運転条件を定めるものがあれば、その運転条件を書いて下さい。

２．フロン類破壊施設の保守点検の方法

別表１【P.21 参照】に記入して下さい。（「交換」は一部方式（現時点では、アークプラズマ法方式、触媒法方式、過熱蒸気反応法方式です。）を除けば記載不要です）

３．フロン類破壊施設の状態の定常的な確認

何についてどのような計測装置などによって見ているかを書いて下さい。

４．排ガス中のフロン類の含有率及び分解効率の測定

測定する頻度を書いて下さい。

５．異常事態への対応方法

別表２【P.22 参照】に記入して下さい。

６．フロン類破壊施設の管理責任者の選任

フロン類破壊施設の使用及び管理についての責任者を選任することとしているか否かを書いて下さい。
また、責任者の所属・氏名をフロン類破壊施設の付近に明示する旨も書くことが望ましいと考えます。

７．その他（分解生成物・副生物の測定）

分解生成物・副生物の測定について決めていることを書いて下さい。

・廃棄物混焼法方式施設
（ロータリーキルン方式施設、都市ごみ直接溶融炉方式施設、固定床二段階燃焼炉方式施設、流動床式製鉄ダスト焙焼炉方式施設、都市ごみストーカー炉方式施設等）

ａ　運転条件
フロン類ガスの滞留時間を○○秒程度以上に保つような条件下で炉出口の温度を○○○℃以上に維持する。

ｂ　フロン類の添加条件
（ａ）フロン類の添加の割合は、同時に焼却する廃棄物量に対する重量比を○○％以下とする。
（ｂ）投入廃棄物を攪拌する等の方法により、可能な限り均質化する。

・セメント・石灰焼成炉混入法方式施設
（セメントキルン方式施設、石灰焼成炉方式施設）

ａ　運転条件
フロン類ガスの滞留時間を○○秒程度以上に保つような条件下で炉内温度を○○○℃以上に維持する。

ｂ　フロン類の添加条件
製品中の塩素濃度がＪＩＳ　Ｒ○○○○に定められた基準以下になるようにフロン類を添加する。

・液中燃焼法方式施設
（炉内分解型液中燃焼法方式施設、バーナー部分解型液中燃焼法方式施設）

ａ　運転条件
フロン類ガスの滞留時間を○○秒程度以上に保つような条件下で炉内温度を○○○℃以上に維持する。

・プラズマ法方式施設
（高周波プラズマ法方式施設）

ａ　フロン類の供給方法
ｂ　水蒸気の供給方法
ｃ　空気の供給方法
　フロン類の種類により下記のとおりに流量を調節して供給する。

		ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
		Ｒ１２	Ｒ２２	Ｒ１３４ａ
フロン類供給	流量（kg/h）			
水蒸気供給	流量（kg/h）			
空気供給	流量（・/min）			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・プラズマ法方式施設
（マイクロ波プラズマ法方式施設）

ａ　フロン類の供給方法
ｂ　水蒸気の供給方法
ｃ　空気の供給方法
　フロン類の種類により下記のとおりに流量を調節して供給する。

		ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
		Ｒ１２	Ｒ２２	Ｒ１３４ａ
フロン類供給	流量（kg/h）			
水蒸気供給	流量（・/min）			
空気供給	流量（・/min）			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・プラズマ法方式施設

（アークプラズマ法方式施設）

ａ　フロン類の供給方法

ｂ　水蒸気の供給方法

ｃ　空気の供給方法

ｄ　窒素の供給方法

フロン類の種類により下記のとおりに流量を調節して供給する。

			ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
			Ｒ１２	Ｒ２２	Ｒ１３４ａ
フロン類供給	流量（・/min）				
水蒸気供給	流量（・/min）				
空気供給	流量（・/min）	上			
		下			
窒素供給	流量（m^3/h）				

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・触媒法方式施設

（ＴｉＯ$_2$系触媒法方式施設）

ａ　運転条件

触媒層全体の温度を○○○℃以上に維持する。

ｂ　フロン類の供給方法

ｃ　水の供給方法

ｄ　空気の供給方法

フロン類の種類により下記のとおりに流量を調節して供給する。

		ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
		Ｒ１２	Ｒ２２	Ｒ１３４ａ
フロン類供給	流量（・/min）			
水蒸気供給	流量（・/min）			
空気供給	流量（・/min）			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・過熱蒸気反応法方式施設

ａ　運転条件

反応器内の下流位置の加熱温度を、ＣＦＣの場合は○○○℃、ＨＣＦＣ、ＨＦＣの場合は○○○℃に設定することにより、反応器内の温度を○○○℃以上に維持する。

ｂ　フロン類の供給方法

ｃ　水蒸気の供給方法

ｄ　空気の供給方法

フロン類の種類により下記のとおりに流量を調節して供給する。

		ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
		Ｒ１２	Ｒ２２	Ｒ１３４ａ
フロン類供給	流量（kg/h）			
水蒸気供給	流量（kg/h）			
空気供給	流量（・/min）			

※各流量の単位はここに示したものを変更して構いません。

・その他の方式の施設

事案ごとに具体的に記述

フロン類破壊施設の使用及び管理の方法　記載例（例：廃棄物混焼法方式）

別紙２

フロン類破壊施設の使用及び管理の方法

１．運転方法、フロン類等の供給方法

ａ 運転条件

フロン類ガスの滞留時間を○○秒以上に保つような条件下で、炉出口の温度を○○○℃以上に維持する。

ｂ フロン類の添加条件

（ａ）フロン類の添加の割合は、同時に焼却する廃棄物量に対する重量比を○％以下とする。

（ｂ）投入廃棄物を攪拌することにより、可能な限り均質化する。

２．フロン類破壊施設の保守点検の方法

別表１のとおり

３．フロン類破壊施設の状態の定常的な確認

計測結果が制御盤等に表示されるようになっていても、ここには実際に計測を行う装置名を記入して下さい。

炉出口温度について温度計により確認する。

フロン類の供給圧力についてフロン類圧力計により確認する。

○○○○について○○○○○により確認する。

４．排ガス中のフロン類の含有率及び分解効率の測定

年に１回の頻度で排ガス中のフロン類の含有率及び分解効率の測定を行う。

５．異常事態への対応方法

別表２のとおり

６．フロン類破壊施設の管理責任者の選任

管理責任者を選任する。運転操作室に氏名を表示する。

７．その他（分解生成物・副生物の測定）

○、○○、○○について年○回測定する。

（別表１）

「何の状態」が「どうなっている（いない）こと」を確認するのか記載してください。

左欄に記載した確認により判明した問題を解決するために行うことについて記載して下さい。

保守点検の項目・方法

	点検項目	点検内容	保守方法
日常点検	コンプレッサーのドレーン	ドレーン量が適正レベル以下であるか確認	ドレーンコックを開けてドレーンを排出
定期点検	流量計	流量を実測し正しく表示していることを確認	分解、清掃、修理、部品交換
交換	電極、反応ノズル 触媒 反応器	タイマーの表示の確認 流量計の作動時間表示の確認 負圧計による負圧であることの確認	14 時間毎に電極を交換 40 時間毎に反応ノズルを交換 1,000 時間毎に交換 負圧でなくなったら交換

ここでは、例示のために「交換」欄を設けて記入していますが、廃棄物混焼法方式などでは、記載する必要はありませんので欄を設けなくとも結構です。

左欄に記載した異常の発生が操作者にわかるのは何が起こったことによるのか記載して下さい。
　なお、点検ではないので「～～を確認する」といった能動的なことは書かないで下さい。

起きてしまった異常を解消して正常状態に戻すために行うことを記載して下さい。

保守点検の時には特に問題が見つからなくても運転時に発生し得る異常について記載して下さい。

フロンの残量がなくなり次第、運転をやめる場合はこのような記載の必要はありません。
　また、水やＬＮＧと異なり残量を気にしなければならないようなものが他にもあれば同様に記載して下さい。

必須の操作なのに元スイッチと連動していないようなものが他にもあれば同様に記載して下さい。

停電、地震などについては、自動的に止まらない機器が動き続けることによって不適切なフロン破壊が行われるといったことが無い限り記載する必要はありません。

（別表２）

異常事態の判定・対応方法

	異常の内容	判定、表示方法	対応方法
交換・切換関係	投入フロンの圧力低下	警告ランプの点灯	新しいボンベに交換
操作ミス関係	水道元栓の開け忘れ	警告ランプの点灯	元栓を開けて給水を開始
損傷・故障関係	腐食による穴あき	警報の作動	部位を確認して当該部品を交換
	電流・電圧の異常	インターロックによる自動停止	原因解明後必要に応じて修理

大部分が損傷・故障関係のものと考えられますが、該当するものがあれば、「交換・切替関係」「操作ミス関係」の欄を設けて記載してください。該当するものがなければ欄を設ける必要はありません。

(4)許可申請に係る添付書類

（フロン類破壊業者の許可の申請）

省令第十三条　法第二十五条第二項（法第二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりフロン類破壊業者の許可の申請をしようとする者は様式第五による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

一　申請者が外国人である場合においては、外国人登録証明書の写し

二　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

三　フロン類破壊施設の構造を示す図面

四　フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類

五　申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

六　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十六条第二号各号に該当しないことを説明する書類

２　環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十七条の七第三項の規定により、同法第三十条の五第一項に規定する本人確認の情報を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人（外国人を除く。）である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

ア．本人を確認できる書類

・個人（住基ネットの情報を利用できない場合に限る）の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票（外国人にあっては外国人登録証明書）の写し

・法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記簿謄本

イ．フロン類破壊施設の構造を示す図面

【P.25（4)－１参照】

ウ．フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類

【P.29（4)－２参照】

エ．申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

【P.31（4)－３参照】

オ．申請者等が法に定める欠格要件（※）に該当しないことを説明する書面

申請者等が法第二十六条第二項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面【P.59 参照】を添付してください。

（※）欠格要件

・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

・この法律に違反して罰金以上の刑に処せられ、２年を経過しないもの。

・許可を取り消され２年を経過しないもの　　　　　　　　等々

※　ただし、同一事業者が、複数事業所について同時に申請する場合、ア及びオの書類については、環境省及び経済産業省それぞれに、１通とすることは可能です。

(4)－１　フロン類破壊施設の構造を示す図面

※該当する型式に応じたものを用意して下さい。

モノクロのＡ３又はＡ４版の形で提出して下さい。
（Ａ４版では文字等が読み難くなる場合はＡ３版にして下さい。）

１．プロセス(システム)フロー図　　［図例１　P.26 参照］

・本方式による破壊のメカニズムを示しているもの
・破壊の各プロセスと施設を構成する装置との関係を示しているもの

①ガスと水の流れを線種（実線、点線、鎖線等）で区別して下さい。
　また、排ガス、排水、廃棄物の流れを太線等で明示して下さい。
②別紙１【P9.（3)－１参照】に記載した各装置名は漏れなく記号付きの四角囲みで明示して下さい。
　なお、本件に関係のない数字等を入れすぎないようにして下さい。
③図の中に測定ポイントを明示して下さい。

２．組立図、配置図、青写真等　　［図例２　P.27,28 参照］

・施設の側面図（立図）、平面図が記されているもの
・施設を構成する各装置の配置や接続の状況を示しているもの
・事業所敷地内における装置の設置場所を示しているもの

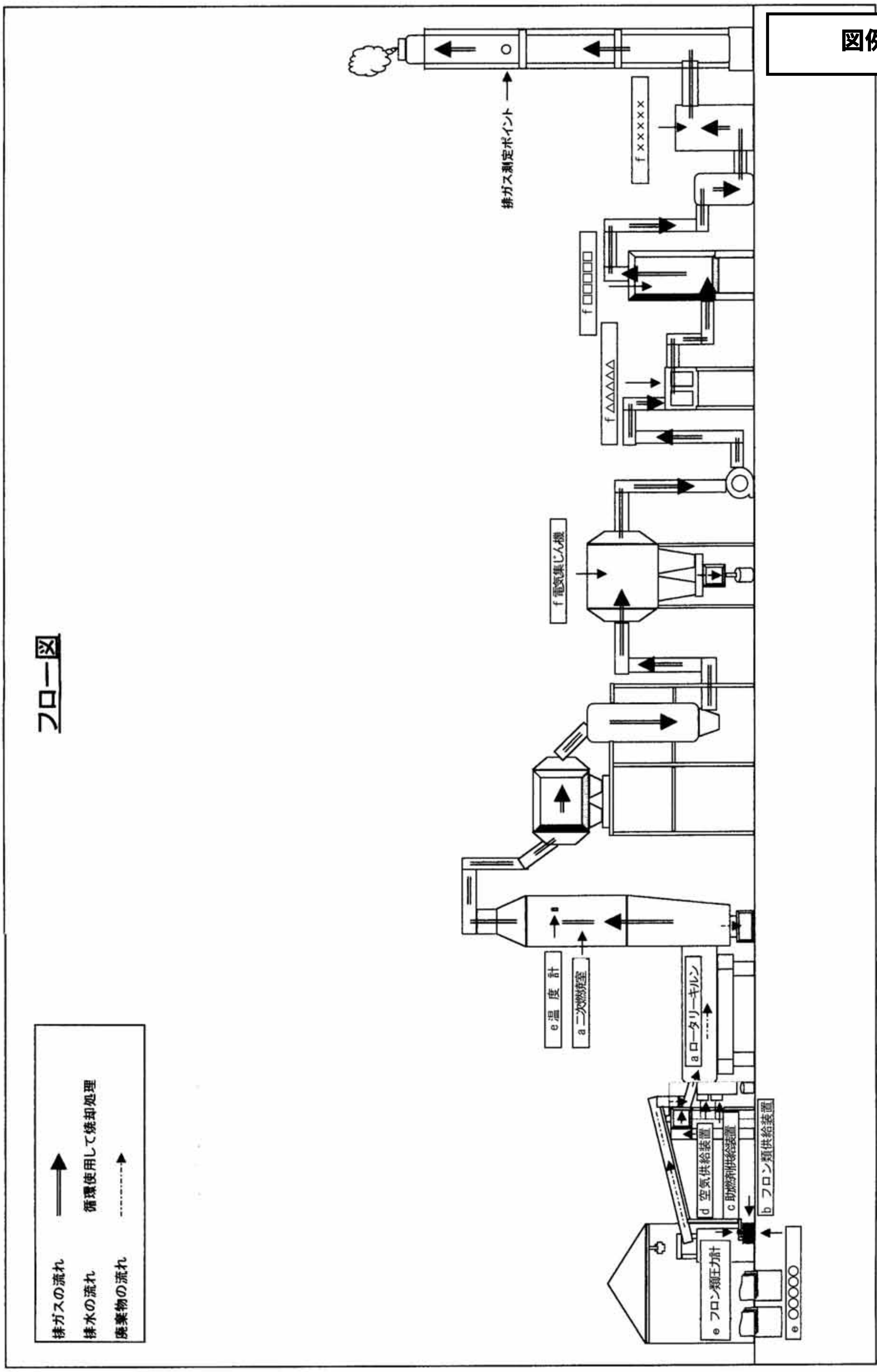
①別紙１に記載した各装置名は漏れなく記号付きの四角囲みで明示して下さい。
　なお、外形寸法以外の詳細な寸法は消して下さい。
②申請書の「フロン類破壊施設の構造」欄に記載した各装置の位置を明示して下さい。

３．装置説明図［詳細は環境省にご相談下さい。］

・燃焼装置、フロン類供給装置、プラズマ反応装置、触媒装置、反応装置、破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置、その他特に説明を要する装置の構造、機能、材質を示しているもの

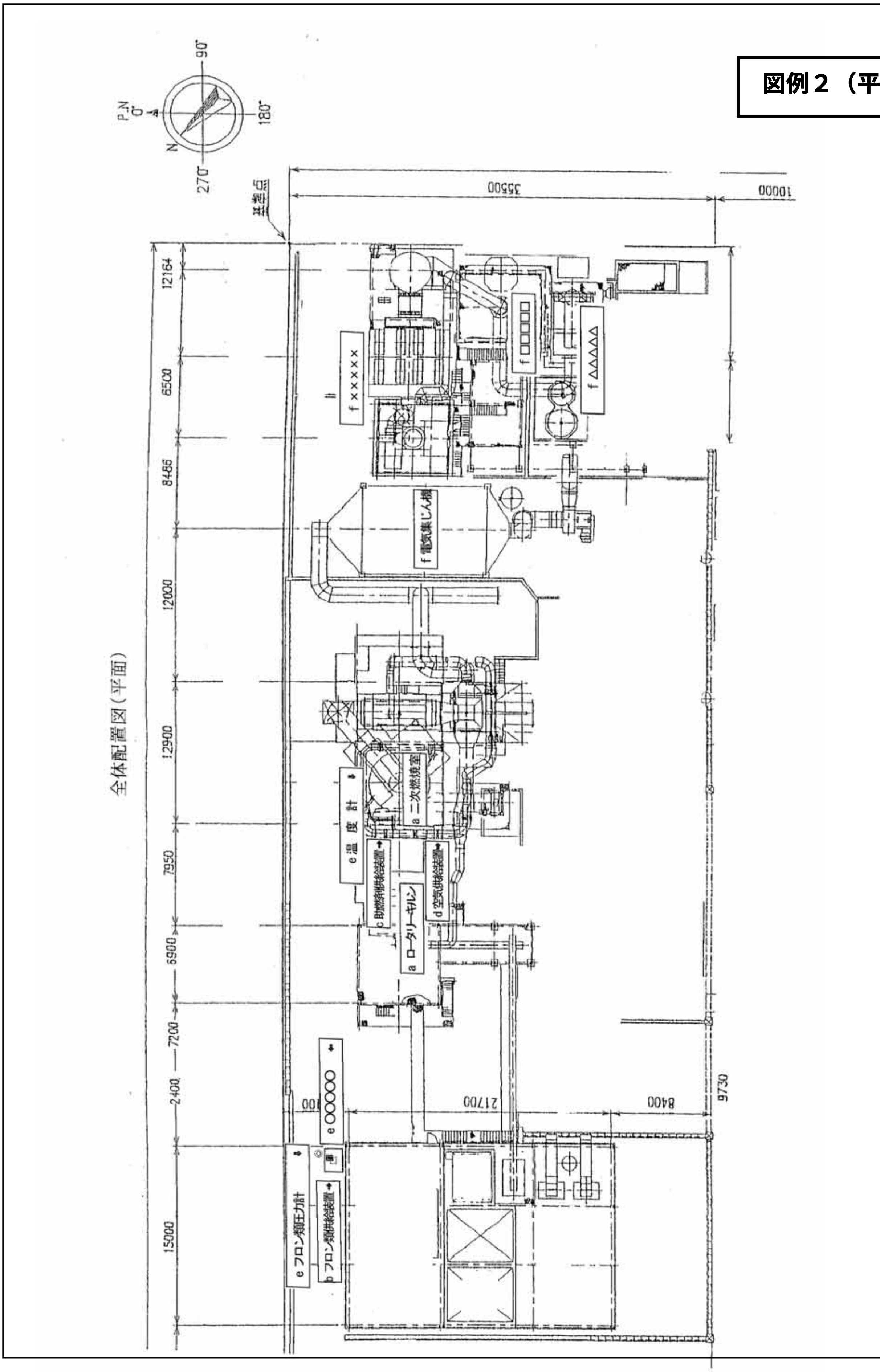
①燃焼装置、プラズマ反応装置、触媒装置、反応装置については、フロン類の供給位置を明示して下さい。
②破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置については、構成される装置毎の除去効率の説明等を書いて下さい。

図例１



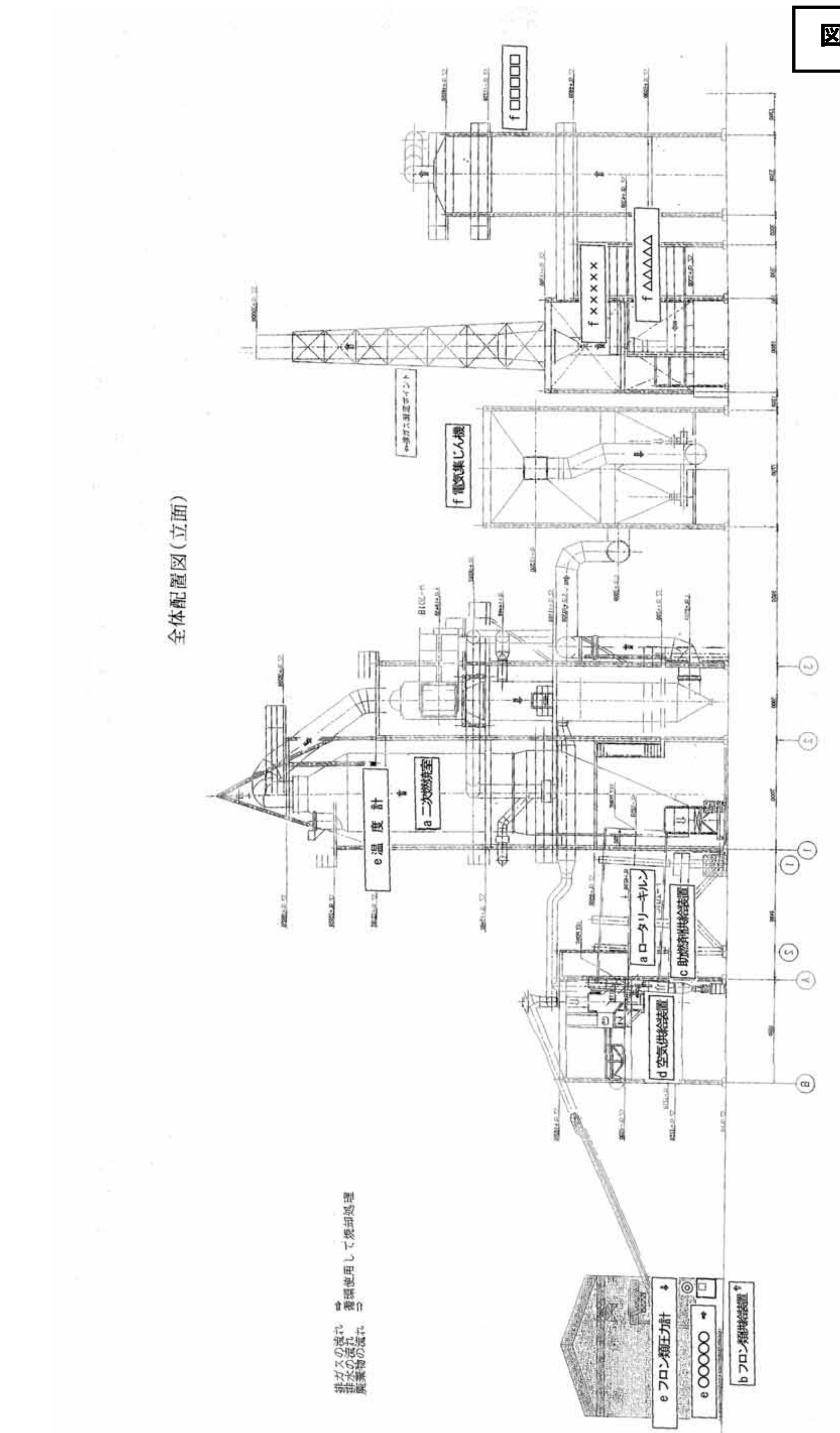
フロー図
排ガスの流れ
排水の流れ
循環使用して焼却処理
廃棄物の流れ
e フロン類圧力計
d 空気供給装置
c 助燃剤供給装置
b フロン類供給装置
e ○○○○○
a ロータリーキルン
e 温 度 計
a 二次燃焼室
f 電気集じん機
f △△△△△
f □□□□□
f ×××××
排ガス測定ポイント

図例２（平面）



全体配置図（平面）
基準点
35500
10000
12164
6500
8486
12000
12900
7950
6900
7200
2400
15000
21700
8400
9730
f ×××××
f □□□□□
f △△△△△
f 電気集じん機
e 温度計
a 二次燃焼室
c 助燃剤供給装置
a ロータリーキルン
d 空気供給装置
e ○○○○○
e フロン類圧力計
b フロン類供給装置

図例２（立面）


全体配置図（立面）
a 二次燃焼室
e 温度計
a ロータリーキルン
c 助燃剤供給装置
d 空気供給装置
f 電気集じん機
f ×××××
f △△△△△
f □□□□□
e フロン類圧力計
e ○○○○○
b フロン類供給装置
排ガスの流れ
排水の流れ
廃棄物の流れ
循環使用して焼却処理

(4)－２　フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類

１．申請書に記載した破壊しようとするフロン類の種類別（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）の破壊の能力（フロン類分解効率、排ガス中フロン類含有率）を裏付ける測定データの一覧を別表３【P.30 参照】に従って作成して下さい。
　なお、フロン類の種類ごとに破壊した冷媒番号及びその性状（未使用なら「純粋フロン」、使用済なら「廃フロン」）を所定の欄に記入して下さい。

２．燃焼・反応温度、滞留時間、水供給量、空気供給量については、申請書に記載した使用及び管理の方法に関係ある場合のみ記載して下さい。

３．破壊しようとするフロン類の種類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）に応じ、原則として、ＣＦＣについてはＲ１２（純粋である必要はありません。以下同様。）、ＨＣＦＣについてはＲ２２、ＨＦＣについては同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの（現在稼働中の施設の現況ではＲ１３４ａです。）を破壊したときのデータをそれぞれ提出して下さい。
ただし、一部の種類のデータで他の種類のデータを代表できる根拠を明確に示せれば、その他のデータの提出は特に必要ありません。

４．廃棄物混焼法方式及びセメント・石灰焼成炉混入法方式については、破壊しようとするフロン類の種類に関わらず、Ｒ１２のデータがあれば他のデータの提出は特に必要ありません。
同様にＨＣＦＣとＨＦＣのみ破壊する場合は、原則として同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの（Ｒ１３４ａ）のデータがあればＲ２２のデータの提出は特に必要ありません。

５．なお、同一型式のデータがメーカー等にある場合は、そのデータを申請に利用することができます。

６．これらは必ずしも測定機関のデータであることは必要ありませんが、誰が（環境計量士や公害防止技術管理者等による測定を推奨）どのように（測定条件、方法）測定したかを漏れなく明示した「測定結果報告」を添付して下さい。
　なお、廃棄物混焼炉法、セメント・石灰焼成炉混入法、液中燃焼法については、「滞留時間の算出データ」についての記載があるものを用意して下さい。
　滞留時間の算出に当たっては、原則として該当する空間（燃焼室など）の体積を湿り排ガス量で除することにより求め、途中の算出過程も省略せずに示して下さい。また、算出に必要な湿り排ガス量の実測データが無く計算により求めた場合は、その算出根拠も説明するとともに算出過程を示してください。

（別表３）

破壊の能力に係る測定データ一覧

	CFC	HCFC	HFC
冷媒番号	R-	R-	R-
性　　状			
測 定 時 の 燃焼・反応温度 （℃）			
測定時のフロン類 ガスの滞留時間 （秒）			
測定時の フロン類供給量 （kg／h）			
測定時の 水供給量 （l／min）			
測定時の 空気供給量 （l／min）			
測定時の 乾き排ガス量 （Nm^3／h）			
フロン類 分解効率 （%）			
排 ガ ス 中 フロン類含有率 （ppm）			

表では(l/min)としていますが水、空気の供給量は単位を変更して構いません。

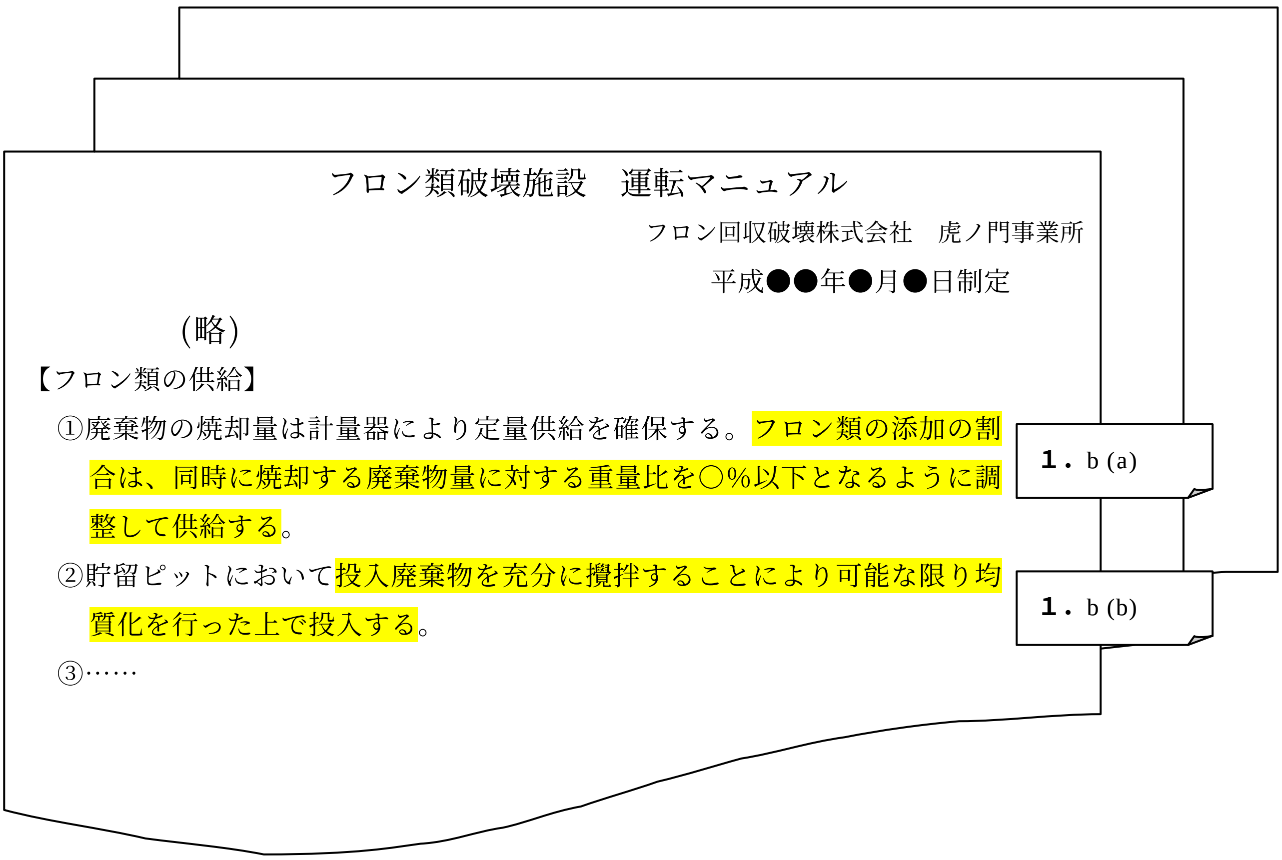
(4)－３　フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

１．　装置の型式に応じた取扱説明書、操作マニュアル等を添付して下さい。
なお、２．の該当部分については、過不足なく添付して下さい。
（経済産業省への提出分については申請書「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」の該当部分の記載がないものは提出不要です。）

２．　申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」に記載した事項（P15.(3)**－３記載の１．から７．まで全て）の該当部分をラインマーカー等により明示し、申請書の記載事項番号を書いた付箋やインデックスシールを付けて下さい。（例えば、廃棄物混焼法方式施設の場合の「運転条件」ならば、『１．ａ』、「異常事態への対応方法」ならば、『５．』）**

３．　「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類」には、申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」の記載内容と同じか、より詳細な記述が必要です。現行の取扱説明書や操作マニュアルの記述が不充分な場合には本申請を機会に修正を行うか新たに作成して下さい。

以下、ラインマーカー等による明示を例示します（例：廃棄物混焼法方式）。


フロン類破壊施設　運転マニュアル

フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事業所

平成●●年●月●日制定

(略)

【フロン類の供給】

①廃棄物の焼却量は計量器により定量供給を確保する。フロン類の添加の割合は、同時に焼却する廃棄物量に対する重量比を○%以下となるように調整して供給する。

②貯留ピットにおいて投入廃棄物を充分に撹拌することにより可能な限り均質化を行った上で投入する。

③……

(5) **環境大臣の判断のために環境省として提出していただきたい書類**

環境省にのみ、フロン類破壊施設の使用及び管理の方法に記載された運転方法、フロン類の供給方法により運転した際の以下のデータを提出してください。

１．排ガス（ＣＯ濃度、ＨＦ濃度、ＨＣｌ濃度）

ＣＦＣを許可申請する場合にはＲ１２（純粋である必要はない。以下同様）のデータ、ＨＣＦＣを許可申請する場合にはＲ２２のデータ、ＨＦＣを許可申請する場合には同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの（現在稼働中の施設の現況ではＲ１３４ａです。）のデータを提出してください。

なお、廃棄物混焼法方式及びセメント・石灰焼成炉混入法方式については、破壊しようとするフロン類の種類に関わらず、Ｒ１２のデータがあれば、他のデータの提出は必要ありません。同様にＨＣＦＣとＨＦＣのみ破壊する場合は、原則として、同一運転条件下で最も破壊が困難と考えられるもの（Ｒ１３４ａ）のデータがあれば他のデータの提出は必要ありません。

※　排ガスに関する判断の基準

ＣＯ濃度(12％O2)	＜100mg/Nm3
ＨＣl **濃度**	＜100mg/Nm3
ＨＦ濃度	＜5mg/Nm3

２．排水（処理水を放流する場合に測定）

（水素イオン濃度、フッ素含有量、必要に応じクロム、ニッケル）

まずＲ１２のデータによる第１次スクリーニングを行い、問題が懸念される場合には、より詳細な検討を行います。過熱蒸気反応法方式で分解発熱量の大きいＲ４００系の破壊を行う場合には、最も発熱量が大きくなると考えられるもののデータを併せて提出して下さい。また、処理水を放流する場合には、その放流先を明記してください。

※　排水に関する判断の基準

水素イオン濃度 (pH)	5.8 ～ 8.6
フッ素含有量	≦8mg/l
クロム濃度	≦2mg/l
ニッケル濃度	≦0.1mg/l

３．ダイオキシン類濃度

排ガス、排水（処理水を放流する場合に測定）、固形廃棄物（固形廃棄物が生じる場合に測定）ともＲ１２のデータを添付して下さい。なお、ダイオキシン濃度については、コプラナＰＣＢも含まれたものであることが必要です。

※ダイオキシン類に関する判断の基準

排ガス	≦1.0ngTEQ/Nm3
排水	≦10pg-TEQ/l
汚泥	≦3ng-TEQ/g

４．測定方法

測定機関のデータである必要はありませんが誰（環境計量士や公害防止技術管理者等による測定を推奨）が、いつ、どのように測定したかを明記して下さい（検知管等簡易方法による測定は不可。）。

(6) 許可審査基準

（許可の基準）
法第二十六条第一号　その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

以下の構造基準、能力基準、使用管理基準を満たしているか否かを審査する。

①構造基準

（フロン類破壊施設に係る構造に関する基準）
省令第十四条　法第二十六条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造に関する基準は、別表第二の上欄に掲げるフロン類破壊施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる装置を備えていること並びに同表の下欄に掲げる装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであることとする。

別表第２

フロン類破壊施設の種類	装　　　置
廃棄物混焼法方式施設	一　燃焼装置 二　フロン類供給装置 三　助燃剤供給装置 四　空気供給装置 五　使用及び管理に必要な計測装置 六　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
セメント・石灰焼成炉混入法方式施設	一　燃焼装置 二　フロン類供給装置 三　助燃剤供給装置 四　使用及び管理に必要な計測装置 五　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
液中燃焼法方式施設	一　燃焼装置 二　フロン類供給装置 三　助燃剤供給装置 四　水蒸気供給装置 五　空気供給装置 六　使用及び管理に必要な計測装置 七　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置

注：ここでは構成の関係上「上欄」が左に、「下欄」が右になっています。

フロン類破壊施設の種類	装　　　置
プラズマ法方式施設	一　プラズマ反応装置 二　フロン類供給装置 三　水蒸気供給装置 四　空気供給装置（必要がある場合に限る。） 五　オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六　使用及び管理に必要な計測装置 七　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
触媒法方式施設	一　触媒反応装置 二　フロン類供給装置 三　水蒸気供給装置 四　空気供給装置 五　オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六　使用及び管理に必要な計測装置 七　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
過熱蒸気反応法方式施設	一　反応装置 二　フロン類供給装置 三　水蒸気供給装置 四　空気供給装置 五　オイルフィルター（必要がある場合に限る。） 六　使用及び管理に必要な計測装置 七　破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置
その他の方式の施設	主務大臣が適切に破壊を行うために必要と認める装置

注：ここでは構成の関係上「上欄」が左に、「下欄」が右になっています。

(6)－１構造基準に係る審査の際の確認の仕方について

１．申請書の「フロン類破壊施設の構造」欄を見て、必要な装置の記載の有無及びそれぞれの装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであることを確認する。

１－１．省令別表第２で方式毎に列記されている装置のうち、（必要がある場合に限る）と付いていないものが全て記載されていることを確認する。

１－２．「空気供給装置」については、申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」の記載内容から存在する必要があると判断される場合にはそれらの記載があることを確認する。

１－３．「オイルフィルター」については、記載がない場合には必要ないものとみなす。

１－４．「使用及び管理に必要な計測装置」については、申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」の記載内容から存在する必要があると判断される具体的装置の記載があることを確認する。

１－５．「破壊の結果生じた排ガスその他の生成した物質を処理するための装置」については、添付書類「フロン類破壊施設の構造を示す図面」のうちのフロー図等の記載内容から見て具体的装置が過不足なく記載されているかどうかを確認する。

２．上記でそれぞれ確認した記載内容が添付書類「フロン類破壊施設の構造を示す図面」の記載内容と合致しているかどうかを双方を対比しながら確認する。

３．上記の他、それぞれの装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであることを確認するため、確認することが必要な事項がある場合には、当該事項を確認する。

②能力基準

（フロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準）

省令第十五条　法第二十六条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準は、フロン類の種類に応じてフロン類を破壊した場合に、次のいずれかを満たすことができることとする。

イ　フロン類の分解効率（次の式により算出されたものをいう。以下同じ。）が九十九以上であり、かつ、排出口（当該施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の一以下であること。

フロン類の分解効率＝

｛１－（フロン類の排出量／フロン類の投入量）｝×１００

ロ　フロン類の分解効率が九十九・九以上であり、かつ、排出口から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が百万分の十五以下であること。

⑹－２能力基準に係る審査の際の確認の仕方について

１．申請書の「フロン類破壊施設の破壊の能力」欄の記載内容が、破壊しようとするフロン類の種類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）に応じ、それぞれ、省令のイ．又はロ．のどちらかの基準を満たしていることを確認する。
（削除）

２．上記でそれぞれ確認した記載内容が「破壊の能力を説明する書類」の記載内容と合致しているかどうかを双方を対比しながら確認する。

③使用管理基準

（フロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準）

省令第十六条　法第二十六条第一号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

一　フロン類破壊施設の種類に応じて、運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法が、破壊の能力に関する基準を達成できるよう適切に定められていること。

二　前号の運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を計測装置等により定常的に確認することとされていること。

三　排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率について年一回以上測定することとされていること。

四　第二号の確認及び前号の測定によりフロン類破壊施設の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。

五　フロン類破壊施設の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

(6)－３使用管理基準に係る審査の際の確認の仕方について

・申請書の「フロン類破壊施設の使用及び管理の方法」欄の記載内容と、「施設の使用及び管理の方法を補足する書類」の記載内容が合致しているかどうかを双方を対比しながら確認する。

・「１．運転方法、フロン類等の供給方法」については、平成１３年９月にフロン類破壊基準等検討会でまとめた「フロン類破壊に関する基本的な考え方」に基づいて妥当と判断できるかどうかを確認する。
（具体的には次頁以降を参照）

・「２．保守点検の方法」については、別表１の記載内容を見て判断する。特に、アークプラズマ法方式、触媒法方式、過熱蒸気反応法方式については、それぞれ交換に係る記載内容が妥当かどうかを確認する。

・「３．フロン類破壊施設の状態の定常的な確認」については、運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を計測装置等により定常的に確認することになっているかどうかを確認する。

・「４．排ガス中のフロン類の含有率及び分解効率の測定」については、年１回以上となっていることを確認する。

フロン類の分解効率及び排ガス中のフロン類の含有率については、日常運転している際に、年１回、当該事業所の代表的なフロン類の１種類について測定すれば良い。

・「５．異常事態への対応方法」については、別表２の記載内容を見て、それぞれの状況に対応できるようになっていることを確認する。

・「６．フロン類破壊施設の管理責任者の選任」については、選任することとなっていることを確認する。

・「７．その他（分解生成物・副生物の測定）」については、当該施設から排出される主要な分解生成物及び副生物について必要に応じて測定することになっていることを確認する。

【Ｐ.１６～１９参照】

・廃棄物混焼法方式施設
（ロータリーキルン方式施設、都市ごみ直接溶融炉方式施設、固定床二段階燃焼炉方式施設、流動床式製鉄ダスト焙焼炉方式施設、都市ごみストーカー炉方式施設等）

ａ．については、原則としてフロン類ガスの滞留時間が１．５秒以上、炉出口の温度が８５０℃以上であり、かつ、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。
ただし、滞留時間が１．５秒未満、または、温度が８５０℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であると言えるかどうかを判断する。

ｂ．（ａ）については、排ガス処理設備の処理能力を考慮していることと、全量比が３％以下であることを確認する。
（ｂ）何らかの均質化の方法が書かれていることを確認する。

・セメント・石灰焼成炉混入法方式施設
（セメントキルン方式施設、石灰焼成炉方式施設）

ａ．については、原則としてフロン類ガスの滞留時間が６秒以上、炉内温度が１，０００℃以上であり、かつ、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。
ただし、滞留時間が６秒未満、または、温度が１，０００℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であると言えるかどうかを判断する。

ｂ．については、排ガス処理設備の処理能力が、製品の品質への影響等を考慮していることと、セメントの場合、製品中の塩素濃度が日本工業規格において定められた基準（例：普通ポルトランドセメント：350ppm（JIS R5210。平成 18 年 3 月 15 日 現在）以下であることを確認する。

・液中燃焼法方式施設
（炉内分解型液中燃焼法方式施設、バーナー部分解型液中燃焼法方式施設）

ａ．については、原則としてフロン類ガスの滞留時間が１秒以上、炉内温度が１，２００℃以上であり、かつ、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。

ただし、滞留時間が１秒未満、または、温度が１，２００℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であると言えるかどうかを判断する。

・プラズマ法方式施設
（高周波プラズマ法方式施設）

ａ，ｂ，ｃ．については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。

・プラズマ法方式施設
（マイクロ波プラズマ法方式施設）

ａ，ｂ，ｃ．については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。

・プラズマ法方式施設
（アークプラズマ法方式施設）

ａ，ｂ，ｃ，ｄ．については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。

・**触媒法方式施設**
（ＴｉＯ$_2$系触媒法方式施設）

ａ．については、触媒層温度が４００℃以上であり、かつ、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。
ただし、温度が４００℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であると言えるかどうかを判断する。

ｂ，ｃ，ｄ．については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。

・**過熱蒸気反応法方式施設**

ａ．については、設定温度が８５０～１，０００℃の範囲内であり、反応器内の温度を８００℃以上に維持するとしていることを確認する。
ただし、設定温度が上記と異なる、または、反応器内の温度が８００℃未満とされている場合は、その条件における分解効率等の測定データから見て妥当な条件であると言えるかどうかを判断する。

ｂ，ｃ，ｄ．については、分解効率等の測定データの条件と整合性がとれていることを確認する。

・**その他の方式の施設**

事案ごとに個別に審査する。

２．許可後の手続等

(1)主務大臣による許可の実施

①申請者への許可に係る文書の交付について

主務大臣は、審査により許可の基準を満たしていると認める場合は、申請者に許可した旨の文書を交付することになります。

また、許可の更新あるいは、変更の許可申請の場合も、同様に文書を交付します。

②フロン類破壊業者名簿について

主務大臣は、以下の項目を記載したフロン類破壊業者名簿を備え、ホームページに掲載することにより一般の閲覧に供しています。

- 許可番号
- 許可年月日
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 破壊しようとするフロン類の種類

経済省　http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/

※ページ下部から最新の名簿へリンクしています。

環境省　http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/meibo.pdf

(2)許可の更新

①有効期間

フロン類破壊業者は、許可を受けてから５年以内にその更新を受けなければなりません。許可の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。許可の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。

②更新の申請書

更新の申請書【P.56 参照】や必要な添付資料などについては、新規許可申請の場合と同様です。

③更新後の有効期間

許可の更新の申請があった場合には、許可の更新が行われた日から５年が有効期間です。

なお、許可の有効期間の満了日までに、主務大臣へ更新の申請が行われたものの、申請後に許可の有効期間の満了日を超えた時、主務大臣による許可（あるいは、不許可の処分）の手続きが完了するまでは、前の許可は有効です。この場合、新たな許可の有効期間は、前の許可の有効期限の満

了の日の翌日から５年です。

(3)変更の許可・届出

（変更の許可等）

法第二十八条　フロン類破壊業者は、第二十五条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

２　第二十六条の規定は、前項の許可について準用する。

３　フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第二十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（変更の許可）

省令第十七条　法第二十八条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第五による申請書に第十三条第三号から第五号に掲げる書類（その許可に係る変更後の書類をいう。）を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

（軽微な変更）

省令第十八条　法第二十八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　破壊しようとするフロン類の種類を減少させるもの

二　フロン類破壊施設の数の減少であって、新たな施設の設置を行わないもの

（変更の届出）

省令第十九条　法第二十八条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書に次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう）を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(3)－１変更の許可申請

①変更の許可が必要な場合

以下の事項を変更しようとする場合、事前に変更許可申請書【P.55 参照】により申請を行い許可を得ることが必要となります。

イ　破壊しようとするフロン類の種類

　ただし、「破壊しようとするフロン類の種類」に係る変更であっても、種類を減少させる場合は、変更の許可申請ではなく(3)－２変更の届出を行って下さい。

ロ　フロン類の破壊の用に供する施設の種類、数、構造及びその破壊の能力

　ただし、「フロン類の破壊の用に供する施設の種類、数、構造及びその破壊の能力」に係る変更であっても、フロン類破壊施設の数の減少であって、新たな施設の設置を行わない場合は、変更の許可申請ではなく(3)－２変更の届出を行って下さい。

ハ　フロン類破壊施設の使用及び管理の方法

②変更の許可申請の添付書類

以下の添付書類（変更後の書類）が必要です。

・フロン類破壊施設の構造を示す図面
・フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類
・申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類

③事前の相談について

許可を受けずに変更を行った場合には法律違反となりますので、微変更であっても事前に本手引き裏面の連絡先にご相談ください。

(3)－２変更の届出

①変更の届出が必要な場合

以下の事項に変更があった場合、変更の届出【P.57 Ⅲ．４．参照】を行って下さい。

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名
ロ　事業所の名称及び所在地
ハ　破壊しようとするフロン類の種類（ただし、種類を減少させる場合に限る。）
ニ　フロン類の破壊の用に供する施設の種類、数、構造及びその破壊の能力（ただし、フロン類破壊施設の数の減少であって、新たな施設の設置を行わない場合に限る。）

②届出の期限

変更があった日から３０日以内に、その変更届出書に関係書類【登記簿謄本等の変更の内容を確認できるもの】を添付して主務大臣に届け出なければなりません。

③事前の相談について

変更の内容によっては届出ではなく許可申請が必要となる場合もありますので、事前に本手引き裏面の連絡先にご相談ください。

(4)廃業等の届出

法人が合併により消滅した場合やフロン類破壊業を廃止した場合、該当するに至った日から、３０日以内に主務大臣に届け出なければなりません。

(5)主務大臣による許可の取消し等

主務大臣は、フロン類破壊業者が次のような事項に該当するときは、許可の取消し、業務の停止などの処分を行います。

・不正の手段により、フロン類破壊業者の許可を受けたとき。

・破壊の用に供する設備が、構造基準、能力基準、使用管理基準に適合しなくなったとき。

・「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。

・この法律に基づく処分等に違反したとき。

３．フロン類破壊業者の破壊義務等

（フロン類破壊業者の破壊義務等）

法第三十三条　フロン類破壊業者は、第一種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から第二十一条第一項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

２　フロン類破壊業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関（使用済自動車再資源化法第百五条に規定する指定再資源化機関をいう。以下同じ。）から使用済自動車再資源化法第二十六条第一項の規定によりフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

３　フロン類破壊業者は、第一項の規定によりフロン類を引き取ったとき、又は前項の規定によりフロン類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類の破壊の基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

４　フロン類破壊業者は、前項の規定によるフロン類の破壊に要する費用に関して、第一種フロン類回収業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関に対し、適正な料金を請求することができる。この場合において、第一種フロン類回収業者、自動車製造業者等及び指定再資源化機関は、その請求に応じて適正な料金の支払を行うものとする。

（フロン類の破壊に関する基準）

省令第二十条　法第三十三条第三項の主務省令で定める基準は、法第二十五条第二項に基づき提出した申請書中同項第五号に掲げる方法を遵守してフロン類の破壊を行うこととする。

①引取り義務

フロン類破壊業者は、第一種フロン類回収業者又は自動車製造業者等から求められた場合には、フロン類を引取らなければなりません。ただし、正当な理由がある場合には、引取り義務は免除されます。

②引取り義務を免除される正当な理由

フロン類破壊業者が引取り義務を免除される「正当な理由」とは、下記

のようなものが考えられます。

１）天災等不可抗力の要因によるもので、引取りが困難な場合

（例）・地震、水害などにより、破壊作業場所の安全が確保できない場合

・事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に不可能な場合

２）引取りに係る社会通念上適正な料金の支払いが見込まれない場合

（例）・破壊費用について、折り合いが付かない場合（破壊業者が極端に高い費用を請求する場合を除く）

３）技術的な理由等により適切な破壊を行うことができないと見込まれる場合

（例）・ボンベに充てんされているガスの種類が不明で適切な破壊ができると見込めない場合

４）当該フロン類を引取ることが危険を伴う場合

（例）・ボンベに過剰なガスの充てん（高圧ガス保安法の規定上）が行われている場合

５）引取り又は破壊を行うことが違法行為を形成する場合

（例）・本法の規定に違反することが明らかな場合（許可を受けたフロン類の種類以外のものの処理を依頼された場合）

・他の法令の規定に違反することが明らかな場合（高圧ガス保安法の保管に関する基準を遵守できる量以上のフロン類の処理を依頼された場合など）

６）分解処理能力を超える破壊を求められたり、依頼者の処理依頼時期に間に合わない場合

（例）・分解処理や貯蔵等の能力の限界のため、依頼者へのボンベ返却・破壊証明書発行が、依頼者要求の期限より後に実行されることが依頼者に受け入れられない場合

③破壊基準

フロン類破壊業者は、フロン類の破壊に関する基準に従って、引き取ったフロン類を破壊しなければなりません。フロン類の破壊に関する基準は、使用及び管理の方法を遵守して破壊を行うことです。

なお、この基準を遵守していないと認める場合、主務大臣からその基準を遵守すべき旨の勧告が出され、正当な理由がなく、この勧告に係る措置をとらなかった場合には、その措置をとるべき旨の命令が出されます。命令に対する違反があった場合には、５０万円以下の罰金が科せられます。

４．フロン類破壊業者の記録

①記録の内容

フロン類破壊業者が必ず記録しなければならない内容は、次のとおりです。
フロンの種類（ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ）ごとに、

１）フロン類を引き取った年月日及びその量
２）フロン類の引取りを求めた第一種フロン類回収業者、自動車製造業者等又は第七条の規定により都道府県知事が認めた者の氏名又は名称
３）フロン類を破壊した年月日及びその量

なお、受入れ時に、第一種フロン類回収業者からの引取り、自動車製造業者等からの引取り又は省令第七条の引取りのどれに該当するか確認する必要があります。必要に応じて登録番号等により確認してください。

さらに、記録することが義務づけられているのは特定製品（業務用冷凍空調及びカーエアコン）から回収されたフロン類に関する事項ですが、家電リサイクル法による「家電リサイクルプラント」からもフロン類を引き取っている事業者は、家電から回収されたフロン類に関する事項を一緒に記録しても結構です。

【 P.60 参考様式参照】

また、記録する内容のうち「フロン類の種類」については、ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣの区分のみならず冷媒番号（Ｒ１２、Ｒ１３４ａ等）ごとに分けて記録しても構いません。（例：ＣＦＣ（Ｒ１２））

②記録方法

・フロン類破壊業者の記録は、帳簿を備え、これを５年間保存することが必要です。
・帳簿のかわりに帳簿は電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。
・帳簿のかわりに伝票を活用してもよいものとします。

③記録の閲覧

フロン類破壊業者は、第一種特定製品廃棄者、第一種フロン類回収業者、使用済自動車を引取業者に引き渡した者、引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関から、これらの者に係る記録を閲覧したい旨の申出があったときは応じなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、当該閲覧の申出を拒否することができます（法第３４条第２項）。

なお、閲覧とは、請求者に調べてみる機会を与えるものであり、記録が備えられている所で行うものです。

④閲覧の申出の拒否

フロン類破壊業者が閲覧の申出を拒否できる「正当な理由」とは、下記のようなものが考えられます。

１）　請求者からの要求が閲覧には該当しない場合

（例）・請求者が記録の謄写を郵送等によって要求する場合

２）　天災等の不可抗力によって記録を滅失してしまった場合

（例）・事業所が天災等により、被害を受け、記録が焼失する等、閲覧が不可能な場合

３）　社会通念上、対応が困難な場合

（例）・休業や営業時間外の場合

・電磁的方法により記録の作成・保存を行っている場合で、システムの保守・点検等のために対応ができない場合

４）法令で定める保存期間（５年間）が既に経過している場合。

５）フロン回収破壊法第３４条第２項において破壊量等の記録の閲覧が認められた者が、自らが行った廃棄・回収等と何ら関係のない記録についての閲覧を要求した場合

（例）・第一種特定製品廃棄者が、第二種特定製品に係るフロン類の破壊についての記録の閲覧を求めた場合

５．主務大臣への報告

①報告義務

フロン類破壊業者は、省令で規定される様式【P.58 参照】により作成した報告書に必要事項を記載した上で、年度終了後４５日以内（５月１５日まで）に主務大臣に提出しなければなりません。

年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとします。

なお、破壊量等実績がない場合であっても、報告する必要があります。

②報告内容

報告書に記載する内容は次のとおりです。

フロン類の種類ごとに、

１）引き取ったフロン類の量

・第一種フロン類回収業者から引き取った量

・自動車製造業者等から引き取った量

・省令第七条に規定する者から引き取った量

２）年度当初に保管していたフロン類の量

３）破壊したフロン類の量

４）年度末に保管していたフロン類の量

③報告書作成に関する留意点

（１）原則、「引き取った量の合計」及び「年度当初に保管していた量」の和が「破壊した量」及び「年度末に保管していた量」の和に等しくなるようにしてください。

（２）次のフロン類については、破壊することは差し支えありませんが、報告書には含めないようにしてください。回収業者等からフロン類の引取りを求められた際にはこれらのフロン類が含まれていないかどうかを確認してください。

①特定製品（業務用冷凍空調機器及びカーエアコン）以外のものに充てんされていたフロン類（例：家庭用冷蔵庫や家庭用エアコンに充てんされていたもの）や冷媒用途以外に使用されていたフロン類

②特定製品の整備（修理）時に回収されたフロン類

６．立ち入り検査、資料提出の要求

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、フロン類破壊業者の事務所又は事業所に立ち入り、フロン類破壊施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査することができます。また、この法律の目的を達成するために必要であると認めたときは、フロン類破壊業者に対して必要な資料の提出及び説明を求めることができます。

III．資料

１．フロン類破壊業者許可申請書　　　　　　（省令様式第５）

２．フロン類破壊業者変更の許可申請書　　（省令様式第５）

３．フロン類破壊業者許可の更新申請書　　（省令様式第５）

４．フロン類破壊業者変更届出書　　　　　　（省令様式第６）

５．フロン類破壊量等に関する報告書　　　（省令様式第７）

６．法第２６条第２号各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面の例

７．フロン類破壊量等の記録の参考様式

備考
- １．～５．の書類は省令で定められた様式を記入しやすいような形にしています。
- 個人として申請される場合は、「名称」及び「代表者の氏名」の項目を「氏名」と変更して、姓名を記入してください。
- １．～６．については、用紙の大きさをＡ４にしてください。７．については自由です。
- １．～６．については、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署としなければなりません。
- ２．及び３．については、※印の欄を必ず記載してください。（なお、「※」は記載しなくて結構です。）
- 複数の事業所を持つ破壊業者の方が、４．及び５．の提出を行う場合には、「許可番号」の項目の下に届出、報告の対象となる事業所名を追記してください。

フロン類破壊業者許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　　　　殿
環境大臣　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　印
電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第２５条第２項の規定により、フロン類破壊業の許可を申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>（郵便番号）
電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">破壊しようとするフロン類の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>種類</td><td></td></tr>
<tr><td>数</td><td></td></tr>
<tr><td>構造</td><td></td></tr>
<tr><td>破壊の能力</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">フロン類破壊施設の使用及び管理の方法</td><td></td></tr>
</table>

フロン類破壊業者変更の許可申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　殿
環境大臣　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　印
電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第２８条第１項の規定により、フロン類破壊業の変更の許可を申請します。

事業所の名称及び所在地		
	名　称	
	所在地	（郵便番号） 電話番号
破壊しようとするフロン類の種類		
フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力		
	種類	
	数	
	構造	
	破壊の能力	
フロン類破壊施設の使用及び管理の方法		

フロン類破壊業者許可の更新申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　殿
環境大臣　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　　印
電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第２７条第２項の規定により、フロン類破壊業の許可の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地		
	名　称	
	所在地	（郵便番号） 電話番号
破壊しようとするフロン類の種類		
フロン類破壊施設の種類、数、構造及び破壊の能力		
	種類	
	数	
	構造	
	破壊の能力	
フロン類破壊施設の使用及び管理の方法		

フロン類破壊業者変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　　　殿

環境大臣　　　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　印
電話番号
許可番号

フロン類破壊業に係る以下の事項について変更したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第２８条第３項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

フロン類破壊量等に関する報告書

年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　　　　殿

環境大臣　　　　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
代表者の氏名　　　　　　　　　　　印
電話番号
許可番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第３４条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

引き取った量		ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
	第一種フロン類回収業者から引き取った量	kg	kg	Kg
	自動車製造者等から引き取った量	kg	kg	Kg
	第７条に規定する者から引き取った量	kg	kg	Kg
	引き取った量の合計	kg	kg	Kg
年度当初に保管していた量		kg	kg	kg
破壊した量		kg	kg	Kg
年度末に保管していた量		kg	kg	Kg

誓　約　書

許可申請者及びその役員は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第２６条第２号各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　　月　　　日

申　請　者　　　　　　　　　印

経済産業大臣　殿
環　境　大　臣　殿

法人の場合は申請者として名称と代表者の氏名を記載してください。

平成○年度 HCFC 破壊等記録簿

（黄色の欄）必ず記録しなければならない事項

番号	年月日	引取りを求めた事業者等 名称	登録番号	住所・所在地	引取り量 第1種フロン類回収業者からの引取り (kg)	自動車製造業者等（第2種フロン類回収業者）からの引取り (kg)	フロン法省令第7条の規定により、都道府県が認めた者からの引取り (kg)	家電リサイクル法による「家電リサイクルプラント」からの引取り (kg)	その他 (kg)	破壊量 (kg)	保管量 (kg)
	○○．２．１	フロン回収株式会社 虎ノ門事業所	5873	○○県虎ノ門市経済３－２－１	40						
	○○．２．１	フロン回収株式会社 桜田門事業所	5211	★★県桜田門市環境３－１－２		20					
	○○．２．１									40	20
	○○．２．３	◇◇空調機器整備㈱	6435	□□県●●市●●１－２－３					20		40
	○○．２．４									20	20
	○○．２．６	フロン回収株式会社 虎ノ門事業所	5873	○○県虎ノ門市経済３－２－１	40					40	20
	○○．２．８	□□家電リサイクル		★★県桜田門市３－１－２				20			40
	○○．２．９	△△回収冷媒管理センター	3t111	△△県▲▲市◆◆４－５－６			20				60
	○年3月31日	記録簿上の計			80	20	20	20	20	100	60
	○年3月31日	報告書の計			80	20	20			75	45

年度終了後の報告事項

注：家電リサイクル法による引取り等も行っていて、それらの区分の困難な場合は、報告の際に保管量、破壊量については、本法による引取りと家電リサイクル法による引取りとの割合（この表のケースでは3：1）で案分していただいて結構です。

経済産業省　製造産業局　化学物質管理課オゾン層保護等推進室
〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
電話　０３－３５０１－１５１１（代表）

環境省　地球環境局　環境保全対策課フロン等対策推進室
〒１００－８９７５　東京都千代田区霞が関一丁目２番２号
電話　０３－３５８１－３３５１（代表）